



令和3年 5月20日

羽曳野市 報道提供資料

(14時00分現在)

(問合せ先)
危機管理室災害対策課
電話：072-958-1111

市営住宅を活用した新型コロナウイルス 感染防止対策の実施について

令和3年5月14日（金）に報道提供いたしました標記について、国及び大阪府との協議が整い、実施日が決まりましたので、下記のとおり報道提供いたします。

記

1. 【日時】 令和3年5月21日（金）から
2. 【場所】 羽曳野市営住宅（4戸）
3. 【内容】 陽性者と同居家族間の感染を防止するため、同居家族が希望する場合、市営住宅の空き室を一時的に活用できるようになります。
 - ① 対象者は、本市居住の陽性者の同居家族で次のいずれにも該当する場合。
 - ・ 陽性者が自宅療養又は入院・入所先が決まるまでの場合。
 - ・ 同居家族は、濃厚接触者でない場合又はPCR検査で陰性と判明した場合。
 - ・ 同居家族が、市営住宅の使用を希望する場合。
 - ② 電気製品等の生活必需品を整備
 - ・ 市が設置 [室内電灯、エアコン、ガスレンジ、カーテン]
 - ・ チョーヤ梅酒株式会社様（羽曳野市駒ヶ谷）と株式会社元気様（羽曳野市大黒）からの寄贈（市内企業で本事業に賛同）

[テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、
オーブントースター、掃除機、電気ケトル]

- ③ 寝具など使用者が直接身に着けるもの等は、持ち込みとする。
- ④ 使用期間は、最長 2 週間とする。
- ⑤ 住宅使用料及び駐車場使用料は緊急避難措置のため適切な金額設定を行う。
光熱水費は自己負担を無しとする。

4. 【案内方法等】
- ・ 藤井寺保健所から検査に来られた方に本件チラシを渡して案内する。
 - ・ 希望者は、チラシに掲載の電話番号（非公表）で危機管理室災害対策課に申し込む。
 - ・ 一時使用の手続きを済ませ、鍵を引き渡す。
 - ・ 使用期間（最長 2 週間）に到達する日に、市に鍵を返却する。
5. 【特記事項】
- ・ 風評被害を防止するため、市営住宅の住宅名及び所在地は非公開とします。
 - ・ 室内の写真が必要な場合はご連絡ください。
メールで写真データを送信します。